

檜田地域におけるデマンド交通  
実証運行について

# 1 事業計画

## 1-1 事業目的

令和2年12月に策定した「高槻市営バス経営戦略」において、特に、田能線をはじめとした山間部の3路線は、駅から一定区間を超えると極端に利用者が少なくなっているため、乗合バス輸送だけでなく、デマンド交通等の各地域に適した交通手段の検討が必要な路線として位置付けており、従前より樫田地域の住民から樫田地域内を循環できる公共交通の運行を求められてきた。

これらの現状を踏まえ、持続可能で利用実態に沿った適切な交通手段について、地域住民と意見交換を行い、デマンド交通の実証運行を行うものである。

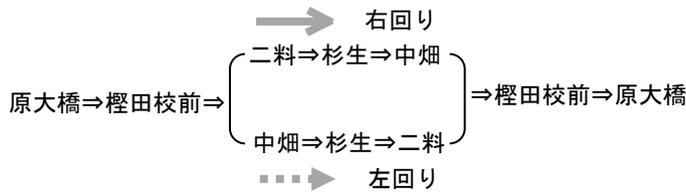
## 1-2 事業概要

項目	内容
事業主体	都市創造部・交通部
運行主体	民間タクシー事業者
運行開始	令和7年11月1日
対象区間 乗降箇所	原大橋以北の従来のバス停留所
運送許可	道路運送法第21条第2項の規定に係る許可
事業形態	一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）
運行時間	6時30分～21時00分
運行形態	・予約があった場合のみ運行（デマンド交通） ・路線バスとの接続性を考慮した基本ダイヤを設定 ・樫田小学校の登下校時には、定時定路線の大型バスでの運行を継続
運賃	有償（現行の市営バスと同水準）
車両	10人乗り
利用対象者	誰でも利用可能
予約方法	・電話予約／WEB予約 ・予約時に乗車する便・乗降場所等を指定

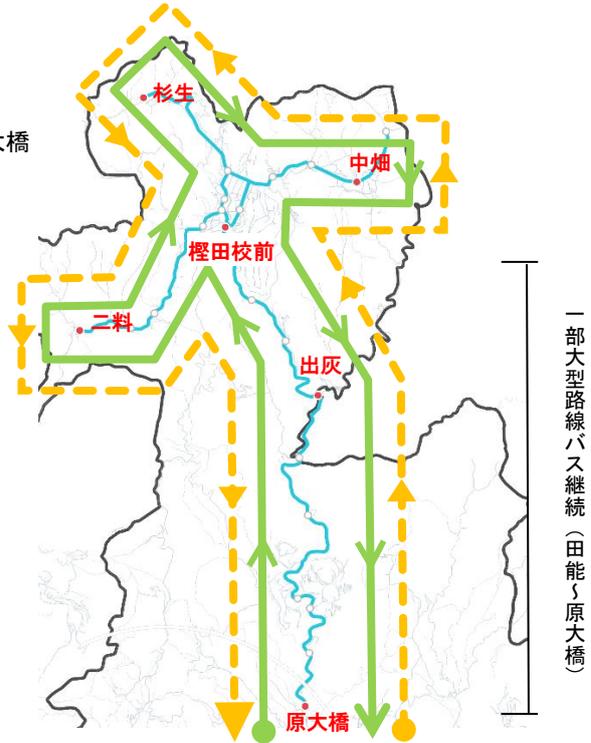
《使用車両例》



### 1-3 運行経路



原大橋停留所から南方面は  
従来の市営バスに  
乗り継ぎが必要



### 2 停留所の変更

デマンド運行実証開始に伴い、原大橋停留所を以下のとおり変更する。なお、路線バスとデマンドバスの乗り継ぎ拠点となるため、待合所を整備する。



### 3 スケジュール

年度	取組事項
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予約方法等住民講習会実施</li> <li>○予約受付開始(10月1日～)</li> <li>○実証運行開始(11月1日～)</li> </ul>
令和8年度	○実証運行を評価し、本格運行の可否を決定
令和9年度	○決定した運行方法による運行を実施